

Happy Helper いぬたま 運営規約

第1条(会の目的)

本会は、救援活動をしている団体・個人の支援、また、動物の適正飼養の普及啓発を目的とし、そのために必要な活動を行う。

第2条(名称)

この会の名称を Happy Helper いぬたま とする。

第3条(所在地)

この会の所在を以下に置く。

第4条(会員)

第1条 に同意し、行動することを参加会員の条件とする。

第5条(活動)

本会は、第1条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第6条(役員と職務)

この会に以下の役員を置く。

代表	1名	本会の会務を総括する。
副代表	1名	代表の不在時に、代表に代わって本会の会務を総括する。
会計	1名	本会の金銭の出納及び保管を行う。

必要が生じ役員が欠員した場合は、その欠員を補充する。

第7条(役員任期)

役員任期は、個人の諸事情による会からの脱退、又は会の解散までとする。

第8条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

第9条(構成員)

本会は、個人ボランティアで構成する。

第10条(運営)

本会の運営方針、活動内容等は協議の上決定する。

第11条(募金)

募金は、物資購入費、輸送費、人の派遣に関わる費用(交通費、宿泊費等)、動物の医療費、事務局運営費、通信費、その他、第1条の目的を達成するために必要となるものにあてる。

第12条(会計)

本会の会計は、ホームページ等を通じて定期的に会計報告を行う。

第13条(規約)

- 1.本規約は、2019年4月1日から施行する。
- 2.本会において知り得た情報や個人のプライバシー等に関する事項は、個人情報保護法にのっとり、他に漏らしてはならない。

第14条(規約改正)

この規約は構成員の過半数の同意をもって改正することが出来る。